



# ペットと法律

法テラス八雲法律事務所

弁護士 森田 寛  
(函館弁護士会所属)



■近年のペットブームで、犬や猫などを自宅で飼っている方が増えており、犬と猫を合わせた飼育数は、令和3年で約1600万匹というデータもあります。今回は、そんなペットに関する法律について考えてみます。

■ペットに関する法律として、「動物愛護管理法」という法律があります。この法律は、「人と動物の共生する社会の実現」を目的として、動物愛護やペットの管理に関する事項について定めています。飼い主に対して適切な飼育を求めるとともに、特に動物愛護の観点から、ペットショップなどの動物販売業者に対する規制を定めているのが特徴です。

■家庭でのペットの飼育方法など、より具体的なことを定めたものとして、「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」(平成25年環境省告示82号)があります。これには、犬や猫の飼育方法について具体的な基準があり、犬の散歩についても記載があります(犬を制御できる者が引き運動を行う。運動場所・時間帯等に十分配慮する。大型犬等については人が多い場所を避けるよう努めるなど)。猫については、屋内飼育に努めること、屋外飼育の場合には去勢・不妊手術を行うことなどが定められています。

■これらはペットを安全に飼うための基準ですが、ペットに関するトラブルを未然に防止するための基準でもあります。ペットの不適切な管理が原因で、近隣トラブルとなり、訴訟になった例もありますので注意が必要です。そのほか、狂犬病予防法などの予防注射を義務付けた法律も、ペットに関連する法律といえます。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

### 飲酒運転根絶の日

「7月13日」は、平成26年に小樽市銭函において飲酒運転車両により4人が死傷した交通事故が発生した日であり、北海道飲酒運転根絶条例により「飲酒運転根絶の日」と定められています。

**飲酒運転は重大な犯罪です!**

- 飲酒は運転に必要な判断能力を低下させる
- 判断能力の低下は重大な交通事故を招く
- 重大な交通事故は人の命を奪う

飲酒運転しなくても罰せられます!

同乗罪	酒類提供罪	高速度供罪
-----	-------	-------

**飲酒運転の根絶を!**  
IP 北海道警察

## 特殊詐欺被害防止 特殊詐欺の被害の未然防止

### 詐欺電話がきたら「#9110」

「#9110」は警察の各種相談受理の専用ダイヤルです。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110